

個人番号の提供を受ける際の本人確認措置

I-1 対面・郵送（本人から個人番号の提供を受ける場合） ※ 郵送の場合は、書類又はその写しの提出

最初に確認する事項	番号確認	身元（実存）確認
<p>個人番号カードを持参しているか</p>	<p>YES → ①個人番号カード【法 16】</p>	<p>①個人番号カード【法 16】</p>
<p>NO ↓</p> <p>通知カードを持参しているか</p>	<p>YES → ②通知カード【法 16】</p>	<p>1 次に掲げるいずれかの書類</p> <p>ア 運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書【則 1①一、則 2一】</p> <p>イ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された個人識別事項（i 氏名 + ii 生年月日又は住所）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの【則 1①二、則 2二】</p>
<p>NO ↓</p> <p>個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書を持参しているか</p>	<p>YES → ③個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書【令 12①】</p>	<p>1 の書類の提示を受けることが困難と認められる場合</p>
	<p>NO（①から③の書類の提示を受けることが困難であると認められる場合）</p> <p>④次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。【則 3①】</p> <p>ア 地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報の提供を受ける。</p> <p>イ 住民基本台帳に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項（i 氏名 + ii 生年月日又は住所）を確認する。</p> <p>ウ 提供を受ける個人番号及び当該個人番号にかかる個人識別事項（i 氏名 + ii 生年月日又は住所）について、過去に本人若しくはその代理人若しくは地方公共団体情報システム機構からその提供を受け、又は住民基本台帳に記録されている当該個人番号及び個人識別情報（i 氏名 + ii 生年月日又は住所）を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号及び個人識別情報（i 氏名 + ii 生年月日又は住所）を確認する。</p> <p>エ 官公署又は個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（個人番号と個人識別事項（i 氏名 + ii 生年月日又は住所）の記載があるものに限る。）の提示を受ける。</p> <p>※ 「エ」については源泉徴収票など個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者が発行等する書類や、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定。</p>	<p>2 以下の書類の2つ以上（個人番号の提供を行う者の個人識別事項（i 氏名 + ii 生年月日又は住所）の記載があるものに限る。）【則 1①三、則 3②】</p> <p>ア 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書</p> <p>イ アに掲げるもののほか、官公署又は個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの</p> <p>※<u>租税に関する事務（本市では番号法別表第一の項番 16 の事務）のみ該当</u></p> <p>3 次のいずれかの措置をもって2に代えることができる。【則 1③、則 3③】</p> <p>ア 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書のいずれかの一つの書類の提示を受けること。</p> <p>イ 当該提供に係る租税に関する法律の規定に基づき提出される書類（以下「申告書等」という。）に添付された書類であって、当該提供を行う者に対し一に限り発行・発給されたもの又は官公署から発行・発給されたものに記載されている当該提供を行う者の個人識別事項を確認すること。</p> <p>ウ 当該提供に係る申告書等又は当該申告書等と同時に財務大臣等に提出される国税通則法第三十四条の二第一項の規定による口座振替納付の依頼に係る書面若しくは地方自治法施行令第百五十五条の規定による口座振替納付の請求に係る書面に記載されている預金口座又は貯金口座に係る名義人の氏名並びに金融機関及びその店舗並びに預金又は貯金の種別及び口座番号を確認すること。</p> <p>エ 租税に関する法律の規定に基づく調査において確認した当該提供を行う者に係る事項その他の当該提供を行う者しか知り得ない事項を確認すること。</p> <p>オ アからエまでに掲げる措置をとることが困難であると認められる場合であって、当該提供に係る申告書等に還付を受けるべき金額の記載がないときは、過去に番号法第十六条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認める事項等を確認すること。</p>
<p><凡例></p> <p>「法 16」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第 16 条</p> <p>「令 12①」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 第 12 条第 1 項</p> <p>「則 1①一」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則 第 1 条第 1 項第 1 号</p>		<p>4 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあることその他の事情を勘案し、その者が左記の②から④までの措置により確認される個人識別事項（i 氏名 + ii 生年月日又は住所）により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合には、身元（実存）確認書類は要しない。【則 3⑤】</p>

個人番号の提供を受ける際の本人確認措置

I-2 対面・郵送（本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合） ※ 郵送の場合は、書類又はその写しの提出



個人番号の提供を受ける際の本人確認措置

II-1 電話（本人から個人番号の提供を受ける場合）

最初に確認する事項	番号確認	身元（実存）確認
<p>電話で個人番号の提供を受けることができる場合に該当するか。</p> <p>【該当する場合】 提供を受ける個人番号及び当該個人番号にかかる個人識別事項（i氏名 + ii生年月日又は住所）について、過去に本人若しくはその代理人若しくは地方公共団体情報システム機構からその提供を受け、又は住民基本台帳に記録されている当該個人番号及び個人識別情報（i氏名 + ii生年月日又は住所）を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理するに当たって当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号その他の事項を確認する場合【則3④】</p> <p style="text-align: center;">↓ NO</p> <p>対面又は郵送により個人番号の提供を受ける。→ I-1を参照</p>	<p>YES</p> <p>次に掲げるいずれかの方法により確認する。</p> <p>①過去に本人若しくはその代理人若しくは地方公共団体情報システム機構からその提供を受け、又は住民基本台帳に記録されている当該個人番号及び個人識別情報（i氏名 + ii生年月日又は住所）を確認して作成している特定個人情報ファイルの確認【則3①三】</p> <p>②地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報の提供を受ける。【則3①一】</p> <p>③住民基本台帳に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項（i氏名 + ii生年月日又は住所）を確認する。【則3①二】</p>	<p>本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【則3④】</p> <p>※ 基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定</p>

II-1 電話（本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合）

最初に確認する事項	代理人の身元（実存）の確認	本人の番号確認
<p>電話で個人番号の提供を受けることができる場合に該当するか。</p> <p>【該当する場合】 提供を受ける個人番号及び当該個人番号にかかる個人識別事項（i氏名 + ii生年月日又は住所）について、過去に本人若しくはその代理人若しくは地方公共団体情報システム機構からその提供を受け、又は住民基本台帳に記録されている当該個人番号及び個人識別情報（i氏名 + ii生年月日又は住所）を確認して特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理するに当たって当該特定個人情報ファイルに記録されている個人番号その他の事項を確認する場合【則9③】</p> <p style="text-align: center;">↓ NO</p> <p>対面又は郵送により個人番号の提供を受ける。→ I-2を参照</p>	<p>YES</p> <p>本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【則9③】</p> <p>※ 本人と代理人との関係、基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定</p>	<p>次に掲げるいずれかの方法により確認する。</p> <p>①過去に本人若しくはその代理人若しくは地方公共団体情報システム機構からその提供を受け、又は住民基本台帳に記録されている当該個人番号及び個人識別情報（i氏名 + ii生年月日又は住所）を確認して作成している特定個人情報ファイルの確認【則9⑤三】</p> <p>②地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を行う者に係る機構保存本人確認情報の提供を受ける。【則9⑤一】</p> <p>③住民基本台帳に記録されている個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項（i氏名 + ii生年月日又は住所）を確認する。【則9⑤二】</p>

< 凡例 >

「法 16」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第 16 条

「令 12①」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 第 12 条第 1 項

「則 1①一」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則 第 1 条第 1 項第 1 号